

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	朝日村

朝日村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 産業振興課
所 在 地 : 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1
電 話 番 号 : 0263-99-4104
F A X 番 号 : 0263-99-2745
メールアドレス : sangyou@vill.nagano-asahi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	朝日村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ニホンザル	果実類、いも類	192 千円	2 a
イノシシ	田畑の畔・土手の掘り返し ※被害金額を計算できない被害	—	10a
カラス	葉菜類の苗 ※被害金額を計算できない被害	—	3a
ハクビシン 及びタヌキ	野菜類、果実類	173 千円	1 a
アナグマ	野菜類	6 千円	1 a
ニホンジカ	稲	62 千円	1 a
ツキノワグマ	養蜂	60 千円	0.1 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

ニホンザルは、20～50頭規模の群れが少なくとも2つ存在している。例年4月～10月に被害が発生しており、被害発生場所は村内一円である。目撃箇所は年度によって変動が見られ、山際のほ場において被害が発生している。被害はスイートコーン、かぼちゃ等で報告されている。囲い罫による駆除により、大きな被害は発生していないが、引き続き対策を実施していく必要がある。また、近隣市村からの流入についても、留意する必要がある。

イノシシは、豚熱のまん延により一時的に減少したが、今後、再び増加することが予想される。地盤が柔らかい場所に敷設された鳥獣柵は、イノシシが柵を持ち上げて穴を開ける被害が続発している。穴は多くの獣の通り道となってしまうことから、農産物への被害が懸念される。被害は年間を通じて発生しており、被害発生場所は村内一円の山間部に加え、人里にある農地にまで及んでおり、沢等鳥獣防護柵を敷設できない箇所からの侵入が多い。また、被害は農産物に留まらず、土手の掘り起こし、畔の破壊など構造的なものにまで及んでおり、耕作意欲の減退、耕作放棄地の拡大も懸念される。

カラスは、ハシボソガラス及びハシブトガラスの両種が村内全域に生息している。野菜の種苗を中心に、例年4月～10月にかけて被害が発生しており、被害発生場所は村内一円である。カラス檻の設置により、被害は減少傾向である。

ハクビシン及びタヌキは、山林内、空き家や住宅地の雑木林だけでなく、屋根裏、民家の軒下にも生息していると見られる。大きな被害はないものの、小規模の被害が散発的に発生している。被害発生場所は村内一円の山間部及び、人里にある農地にまで及んでいる。被害は、スイートコーンやブルーベリーで報告されている。

ニホンジカは、山林内で群れの目撃があり、生息数は増加していることが予想される。現在大きな被害には至っていないが、今後の被害拡大が懸念される。

カモシカは、集落内で散発的に目撃されており、農作物への直接的な被害は少ないが、今後の被害の発生が懸念される。目撃場所は、村内一円で、沢等鳥獣防護柵を敷設できない箇所が多く見られる。

ツキノワグマは、沢など鳥獣防護柵を敷設できない箇所から里への出没がみられ、養蜂への被害が報告されている。4月～10月にかけての目撃数は急増しており、人的被害が懸念される。

（注） 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	192千円	2a	90千円	5a
イノシシ	0千円	10a	0千円	6a
カラス	0千円	3a	0千円	2a
ハクビシン 及びタヌキ	173千円	1a	30千円	1a
アナグマ	6千円	1a	5千円	0.1a
ニホンジカ	62千円	1a	0千円	0a
ツキノワグマ	60千円	0.1a	20千円	0.1a
農業被害総計	487千円	18.1a	205千円	14.2a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○猟友会朝日支部に委託し、獣種に応じて、銃器・檻・罠による捕獲を、年間を通じて実施。 ○大型カラス檻を設置し、年間を通じて捕獲を実施。 ○狩猟免許取得経費に対する支援。	・猟友会員の高齢化、後継者不足が課題となっている。
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	○村内全域の林縁部に防護柵を整備済み。 ○住民による防護柵の維持管理。 ○朝日村鳥獣被害防止対策協議会で、年2回の通電点検を実施。 ○朝日村営農支援センターで、小型電気柵の貸し出しを実施。 ○追い払い資材の配布支援。	・里地全域を囲むように防護柵を整備し、被害は減少したが、沢沿いなど未整備箇所に出没・被害が集中している。 ・人口減少、高齢化により、追い払いが困難になってきている。
生息環境管理その他の取組	○住民と協働し、里山の誘引物を除去。 ○住民による緩衝帯の整備。 ○住民による追い払い。 ○住民による出没、被害情報の提供。	・人口減少、高齢化により、緩衝帯の維持管理が困難になってきている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

当村は、朝日村鳥獣被害防止対策協議会において、以上２点を重点施策として実施し、今後もこれに沿った取組みをしていく。

① 追い払いや防護柵の設置、鳥獣の生息環境管理では

- ・ニホンザル、イノシシ、ニホンジカの侵入を広域的に防ぐため、鳥獣防護柵の維持管理を実施する。
- ・住民自身による追い払い活動を支援する。（追い払い資材の支給、研修会の開催等による啓発）
- ・有害鳥獣の生息数、行動調査等を実施する。
- ・鳥獣に対する誘引物とならないように、村民に廃果や野菜くず、食物残渣の適正な処置を指導する。
- ・ツキノワグマに対して、養蜂箱を設置する場合は、電気柵の設置を徹底するよう住民に指導する。

② 鳥獣の個体数調整では

- ・猟友会朝日支部に委託し個体数調整を実施することにより、個体数を適切に管理する。具体的には、通年の檻・罠による捕獲及び銃器によるニホンザル、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラスの通年捕獲、繁殖期の一斉捕獲、近隣市町村との合同、広域捕獲等を実施する。
- ・適切な追い払い活動による、人里へ出没しない群れの形成を図る。
- ・電波発信機や監視カメラ等を利用した鳥獣の行動把握システムの導入について研究する。

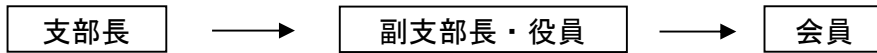
（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会朝日支部及び鳥獣被害対策実施隊に委託し実施する。

猟友会の捕獲体制については、以下のとおり。



鳥獣被害対策実施隊の捕獲体制については、以下のとおり。

(一斉捕獲を実施するためライフル銃を所持させる。)



- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ニホンジカ	銃器・檻・くくり罠の導入。 狩猟免許取得の促進。 狩猟免許取得経費に対する支援の実施。 猟友会員による捕獲体制の強化。 捕獲等に関する講習会・研修の実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ニホンザルは県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲を実施する。 ・カラス、ハクビシン、タヌキ、イノシシ、ニホンジカは、個体数の増加がみられることから、当面は前年実績以上の捕獲を目標として、被害状況を勘案し協議会により捕獲計画数を設定する。 ・カモシカは、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。 ・ツキノワグマは、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
イノシシ	30	30	30
カラス	200	200	200
ハクビシン	30	30	30
タヌキ	30	30	30
ニホンジカ	3	3	3
カモシカ	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	2	1	1

※毎年度、必要数を協議会にて決定する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
① 檻及びわなによる捕獲 ・ニホンザル、ハクビシン、タヌキの出没場所に「檻」を通年設置する。 ・イノシシの出没場所の通り道に「くくり罠」を設置する。 ・カラス「檻」による捕獲を通年実施する。 ・捕獲通知システムを活用し、捕獲に係る労力を軽減する。 ② 銃器による捕獲 ・ニホンザル・イノシシ・カラス・ニホンジカについては、通年にわたり組織的に捕獲を実施し、年に数回一斉駆除を行う。 ・適当な時期に近隣市町村と合同して広域捕獲を実施。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

年間を通じた、大型獣種（クマ、シカ、イノシシ）の迅速な止め差し、および、人的被害が想定される緊急的な対応を行うため。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
朝日村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	・針尾（大石原）の既設柵地際補強 金網柵：800m ・必要な修繕	・西洗馬（上組）の既設柵地際補強 金網柵：800m ・必要な修繕	・必要な修繕

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	・住民による維持管理 ・朝日村鳥獣被害防止対策協議会による点検	・住民による維持管理 ・朝日村鳥獣被害防止対策協議会による点検	・住民による維持管理 ・朝日村鳥獣被害防止対策協議会による点検

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	○里地里山整備と緩衝帯整備。(地域で里山を整備し獣が近づかない環境をつくる。) ○侵入柵の日常管理を適切に行い、倒木や災害等により柵が破損又は破損の恐れがあるときは、協議会で柵を維持するための復旧や必要な措置を講じる。 ○鳥獣柵の地際を強化し、イノシシによる掘り返し、柵の持ち上げを防止する。 ○追い払いの研究。 ・電波発信受信機によるニホンザル接近警戒システムを活用した効率的な追い払い。 ・モンキードックを活用した追い払い活動。 ○農林業従事者を対象に鳥獣被害防止研修会を開催し、鳥獣被害防止のための知識の習得に努める。 ○作物残渣や放任果樹の除去、未収穫農産物を農地に放置しないよう啓発する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

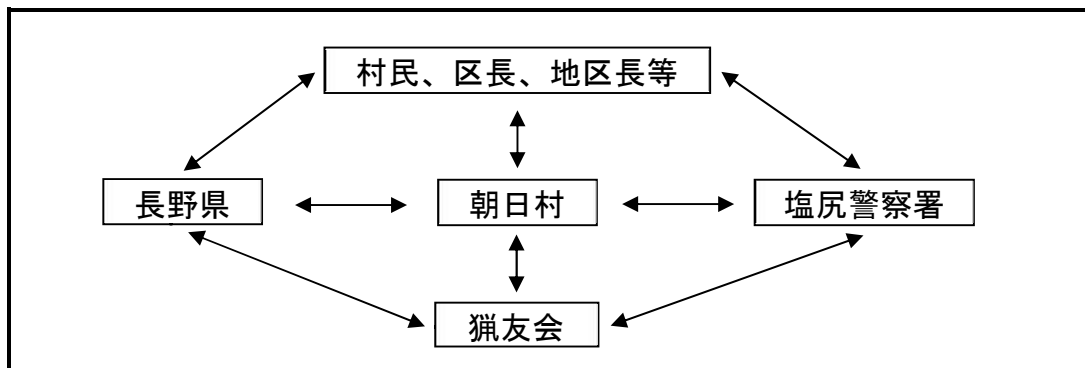
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
朝日村	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ、捕獲等許可に係る事務や指示
松本地域振興局	村に対する助言等
塩尻警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
猟友会朝日支部	捕獲等の対応
朝日村鳥獣被害対策実施隊	一斉捕獲及び追い払い等の対応

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲地および近傍地において埋設処理するとともに、利用可能なものは自家消費し、ジビエとして活用可能か調査、研究する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用可能なイノシシ、シカについては、現在年間捕獲頭数が10頭にも満たないため、村単独での利用・販売及び処理施設整備、有効利用のための人材育成の計画はない。ただし、今後駆除頭数が増えることが予想されるため、広域的に処理ができないかの検討やジビエ利用の方法について調査、研究する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革として利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。
- 3 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	朝日村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
朝日村	協議会事務局を担当、各機関の連絡調整区への防護柵管理資材の支給
朝日村議会	鳥獣被害対策に関する施策の対応
松塩筑猟友会 朝日支部	捕獲、追い払い体制の調整、生息状況の情報提供
朝日村鳥獣被害防止実施隊	捕獲、追い払い体制の調整
鳥獣保護管理員	生息状況の情報提供、保護管理への助言、捕獲、追い払い体制の調整
農業委員会	農業被害対策の連携調整
松本ハイランド農協 朝日支所	農業被害対策の連携調整
生産森林組合	林業被害対策の連携調整
奈良井川漁業組合 朝日支部	漁業被害対策の連携調整
区長	区内の被害状況把握、住民による防護柵維持管理の統括、防護柵管理資材の支給窓口
塩尻警察署	銃砲関係の調整、地域住民の安全確保
松本地域振興局 林務課 農業農村支援センター	個体数管理許可に関する調整、関連施策の情報提供及び県補助事業の相談窓口

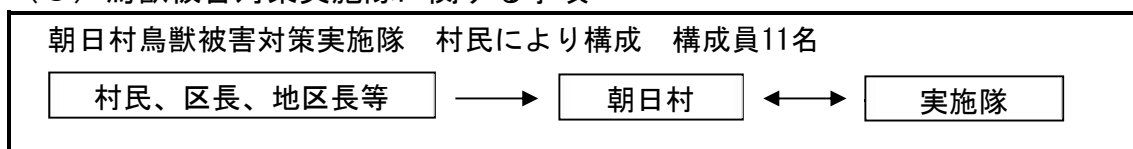
- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
松本広域森林組合	林業分野における総合的支援及び助言
長野県農業共済組合	農業被害の評価、補償
有限会社あかつき動物研究所	ツキノワグマ学習放獣の協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項



- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

事務局として、地域の鳥獣被害対策の調整役を務める朝日村職員が、最低限の鳥獣被害対策に関する知識・技術を習得するために、関係する研修会に積極的に参加する。被害対策人材の育成・確保のため、罠等の捕獲免許取得の啓発を実施する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい技術の習得や情報を得るため、また他地域の情勢等を把握するために、必要に応じて関係機関とともに先進地視察や研究、研修会を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月25付け7森推第1178号同意